

「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」に係るパブリックコメント 実施要領

1 件名

「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」についての意見の募集

2 目的

この要領は、流山市国民健康保険条例(平成3年流山市条例第6号。以下「条例」という。)に規定する保険料(以下「保険料」という。)について、令和7年4月1日から改定するに当たり、流山市市民参加条例(平成24年流山市条例第19号)に基づくパブリックコメントの手続により、保険料の改定案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、条例改正に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 改正の背景

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える基盤となる制度であるが、被保険者の年齢構成の高さから、医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えています。このような状況下において、一部の市町村では、財政収支の均衡を図るために決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入(以下「赤字繰入」という。)を行っています。

このことから、国民健康保険の広域化により国民健康保険財政の責任主体となった千葉県が策定した「千葉県国民健康保険運営方針」においては、赤字繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなり、その削減・解消を図るべきであるとしています。

本市の状況としては、以前から赤字繰入が継続的に発生しており、計画的な削減・解消を図るべく、流山市国民健康保険運営協議会からの答申を受け、令和6年度から令和11年度を計画期間とした流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画を策定しています。

当該計画において、今後も現行の保険料率を維持した場合、保険料収入は被保険者数の減少により更に減少し、赤字繰入の原因である事業費納付金は不透明な状況ではありますが、赤字繰入額は増加又は一定規模維持されることが見込まれています。

さらに、千葉県国民健康保険運営方針においては、千葉県が令和12年度に県内市町村単位での赤字繰入解消、令和12年度以降の保険料完全統一を目指している中、平成28年度を最後に保険料率の改定を行っていない現行の本市保

保険料率と事業費納付金を賄うための保険料の参考として県が示す市町村標準保険料率に乖離が生じている状況であることから、当該計画において「赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率の設定」を方針として定めました。

以上のことから、今後、本市の保険料率と市町村標準保険料率の乖離を段階的に是正し、また、赤字繰入削減・解消を進めていくことが必要な状況であることから、国民健康保険制度を今後も持続可能な制度として維持し財政運営の健全化を図るため、保険料の改定をするものです。

5 改正の内容

令和7年度から国民健康保険料を改定します。

(1)医療分の保険料率(条例第11条)

改定なし

(2)支援金分の保険料率(条例第16条の5)

改正前 ア 所得割 100分の2.2

イ 均等割 5,500円

改正後 ア 所得割 100分の3.23(+1.03%)

イ 均等割 12,700円(+7,200円)

(3)介護納付金賦課額の保険料率(条例第16条の13)

改定なし

6 意見を提出できる者

(1)市内に住所を有する者

(2)市内に事務所又は事業所を有するもの

(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4)市内に存する学校に在学する者

7 意見の募集期間

令和6年9月8日(日)～令和6年10月7日(月)【必着】

8 公表方法及び閲覧場所

保険年金課、情報公開コーナー、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター1階、市ホームページで閲覧できます。

9 意見の提出方法

別紙様式(任意の様式も可)に、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記の提出先に郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面をお持ちください。

10 その他

(1)御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別の回答はいたしません。

(2)電話、口頭などによる「9 意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。

11 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192流山市平和台1-1-1

流山市役所市民生活部保険年金課

電 話 04(7150)6077

FAX 04(7150)3309

電子メール kokuhonenkin@city.nagareyama.chiba.jp

別紙様式

「流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)」に対する意見等について

(宛先)流山市長

住 所	
氏 名	
電話番号	

○改正案に対する意見等

ページ等	ご 意 見 等

○提出期限 令和6年10月7日(月)【必着】

○提出方法

- (1)直接持参 流山市役所第1庁舎1階 保険年金課窓口
- (2)郵 送 〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市役所 市民生活部 保険年金課
- (3)F A X 04-7150-3309
- (4)メールアドレス kokuhonenkin@city.nagareyama.chiba.jp

※意見等の公表の際は、個人情報である住所・氏名は公表いたしません。